

山口県（県西部地域等）指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）

（令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）

1 背景及び目的

本県におけるニホンジカの推定生息個体数は、狩猟の促進や有害鳥獣捕獲の強化に加え、平成 27 年度から実施している指定管理鳥獣捕獲等事業（以下「捕獲等事業」という。）により、捕獲強化を図っているところであるが、依然として高い傾向にある。昨年度は、年間捕獲頭数としては過去最高の 10,937 頭を捕獲したが、令和 7 年度に実施した個体数推計の結果推定生息個体数は年々増加傾向にあり、令和 6 年度末での推定生息個体数は、33,704 頭～129,739 頭（中央値：54,031 頭）となった。

農林業、生活環境及び生態系に係る被害は、生息密度が高い県西部地域を中心に、依然として深刻な状況にあり、令和 6 年度のニホンジカによる農林業被害額は約 1 億 1 百万円と高止まりで推移している。

なお、令和 7 年度は狩猟、有害鳥獣捕獲及び捕獲等事業により、年間 12,000 頭の捕獲を目標としているところであるが、農林業被害の減少・個体数増加の抑制のために、目標以上の頭数を捕獲する必要がある。

また、効果的な捕獲を行うために、主な生息域である下関市で捕獲等事業を実施する。

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
県西部地域等	令和 7 年 11 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日 （うち、捕獲作業を行う期間は別に定める。）

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	市町名	選定理由	他法令等
県西部地域等 （指定管理鳥獣捕獲等事業）	下関市	生息密度が高い地域であり、集中的に捕獲する必要がある。	国立公園等、国有林、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画の対象地域

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
県西部地域等 (指定管理鳥獣捕獲等事業)	捕獲頭数 2,200 頭

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

①使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
県西部地域等(指定管理捕獲等事業)	銃猟(巻狩り、忍び猟等)、 わな猟(くくりわな、箱わな、囲いわな等)	銃猟：1,450 人日 わな猟：28,934 基日 ※R6 捕獲等事業に基づき算出

②作業手順

捕獲等事業及び効果的捕獲促進事業の実施に当たっては、以下のア～カの手順で作業を進める。

ア 事前調査の実施

事業の受託者は、イの業務計画書立案のため、行政機関や地域住民等への聞き取り調査、実施区域の現地調査等を行う。主な調査の目的は、①捕獲等に関する法規制の確認、②安全かつ効率的な捕獲方法の選定、③捕獲等の実施場所・時期・時間帯の特定、④安全確保のために必要な作業の抽出である。

イ 業務計画書の作成

受託者は、アの事前調査に基づき、発注者と協議のうえ、業務計画書を作成する。主な業務計画書の記載項目は以下のとおりとする。

[記載項目：業務の概要、業務の実施位置及び方法、業務において使用する機材、申請・協議書類、安全管理計画・緊急時の連絡体制・工程計画等]

ウ 必要な許可の取得や関係機関との調整

受託者は事業に必要な許可を取得する。また、必要に応じて県が実施する関係機関との協議に受託者も同席し、安全管理計画や緊急時の連絡体制等に関して情報を共有する。

エ 捕獲作業の実施

受託者は、業務計画書に沿って捕獲作業を実施する。作業開始前にはミーティングを行い、作業内容、捕獲従事者間の連絡体制及び県への報告項目等を確認する。

また、捕獲作業は原則として2人以上で行い、作業終了後は、捕獲個体の運搬、

確認、報告及び処分を適切に行う。

なお、ニホンジカ以外の鳥獣が捕獲された場合は、原則として放獣（ただし、イノシシについては殺処分可とする。）し、ツキノワグマが捕獲された場合には、速やかに県に連絡し、指示を受けるものとする。

オ 業務内容のとりまとめ等

業務終了後、受託者は業務計画書に沿って、捕獲情報（捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所等）を整理する。

事業完了後は、業務報告書を県に提出する。

カ 評価方法

捕獲情報及び生息密度情報を収集し、当該事業の実施結果を整理する。また、学識経験者、農林業団体、狩猟者団体及び関係行政機関等で構成する「山口県シカ対策検討会」において、事業の実施結果を評価し、必要に応じて目標及び実施方法等の見直しを検討する。

（２）捕獲等をした個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

① 放置する必要性

--

② 放置の内容

放置する時期	放置する区域	放置する数	捕獲等の方法

③ 生態系、住民の安全、生活環境及び地域の産業への配慮事項

--

(3) 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

① 夜間銃猟をする必要性

--

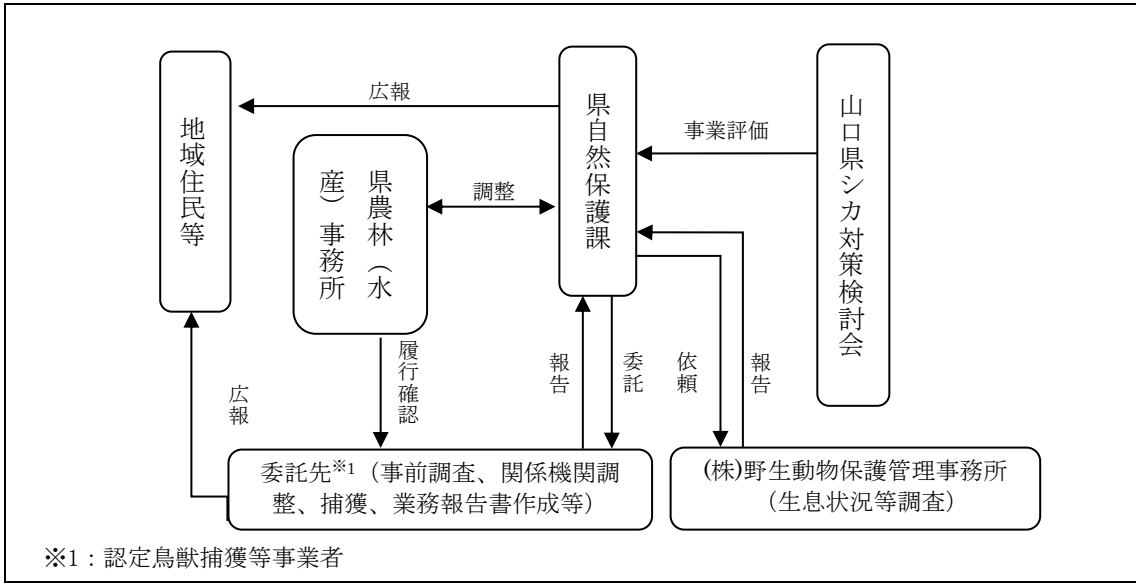
② 夜間銃猟の内容

実施区域	実施日時・時間	銃猟の方法	実施者

③ 安全管理体制、住民の安全管理及び生活環境への配慮事項等

--

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制



8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

業務計画書に定める安全管理計画に沿って捕獲事業及び関連事業を進めるように、事業管理責任者は責務を全うする。現場監督者及び捕獲従事者も意思疎通を密に行い、作業日当日の現場の状況について十分に把握し、安全管理を徹底する。また、県、市、捕獲従事者それぞれが地域住民への作業日時やその範囲の周知など、情報共有を徹底する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

捕獲個体は、業務計画書に定めるとおりに処理する。捕獲個体の埋設にあたっては、地元住民やハイカーに十分に配慮する。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に加え、業務の遂行にあたって関連する銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法、自然公園法、自然環境保全法、森林法及び電波法等の法令を遵守する。

(2) 事業において配慮すべき事項

安全かつ効率的に事業を推進するために、業務計画書に基づいた工程管理を行い、地域住民や捕獲従事者の安全確保や危険回避を含めた安全管理を徹底する。また、順応的、効率的な管理を進めるためにも、出猟や捕獲情報の記録は必ず行い、分析の上、次年度以降の計画に反映させる。

さらに、現行の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律との整合性を確保し、各事業の目的を達成するため、関係機関との情報共有を深め、協働の取り組みを進める。

(3) 地域社会への配慮

ニホンジカの適切な管理による地域社会の発展のためにも、必要に応じて、本事業の目的や必要性に関する理解の促進を図る。地元住民から説明を求められた際は、迅速に対応し、情報の提供や普及啓発に努める。

(別添)

指定管理鳥獣捕獲等事業 実施区域（山口県）

